

新規就農等で農地の取得を ご検討中の皆様へ

農地を売買又は貸借する場合には、農地に関する法律（農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づく手続きが必要です。

農地法に基づき農地を売買又は貸借する場合には、市町村農業委員会の許可を受ける必要がありますので、就農候補地が決まったところで、市町村農業委員会へあらかじめ相談しましょう。



【農地法の許可を得るために必要となる要件】 (個人が農地の権利を取得する場合)

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 1 農地のすべてを効率的に利用すること**
機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること。
- 2 必要な農作業に常時従事すること**
農地の取得者が、必要な農作業に常時従事(原則、年間150日以上)すること。
- 3 周辺の農地利用に支障がないこと**
 - ・ 水利調整に参加しない。
 - ・ 無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用する。などの行為をしないこと。

※法人が農地の権利を取得する場合は、「農地所有適格法人(主たる事業が農業であること等の要件を満たす法人)」である等別途要件を満たす必要があります。



農地を取得する前に
まずはご相談ください

【相談先】
各市町村の農業委員会
(各市町村役場内にあります)

